

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	① 別紙山林目録記載の山林にかかる立木伐採権
	② ①の権利を行使できないことによる営業損害
期 間	自 平成23年3月11日
	至 ①の各立木伐採権取得契約の終期

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として、合計金1692万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名又は記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月18日

（別紙山林目録省略）

（仲介委員長 小山達也、仲介委員 尾野恭史）

確 認 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、下記のとおり確認する。

記

申立人及び被申立人は、別途作成する本日付和解契約書第1項損害項目記載の立木伐採権について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払にかかわらず立木伐採権は被申立人に移転しないことを相互に確認する。

平成25年4月18日

以上

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X2(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	別紙山林目録記載の山林にかかる立木伐採権
期 間	自 平成23年3月11日
	至 各立木伐採権取得契約の終期

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として、合計金2330万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名又は記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月16日

(別紙山林目録省略)

(仲介委員長 小山達也、仲介委員 尾野恭史)

確 認 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X2（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、下記のとおり確認する。

記

申立人及び被申立人は、別途作成する本日付和解契約書第1項損害項目記載の立木伐採権について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払にかかわらず立木伐採権は被申立人に移転しないことを相互に確認する。

以上

平成25年4月16日